

ウイルス対策ソフトウェア使用許諾契約書 (ESET 版)

原健一郎 税務会計事務所

殿 (以下甲という) と日本ICS株式会社 (以下乙という) は以下の通り合意する。

第1条 (使用権の許諾)

乙は甲に対し以下の条項を厳守することを条件とし、乙が使用権を許諾されているウイルス対策ソフトウェア (以下本ソフトウェアという) の使用権を甲に再許諾する。

乙が甲に本ソフトウェアの使用権を最初に許諾した後に、本ソフトウェアの更新または追加機能に別途使用許諾契約または使用条項が付属する場合、別途使用許諾契約または使用条項を優先して適用するものとする。

第2条 (使用権)

1. 甲は本ソフトウェア1ライセンスにつき1台の別表記載のコンピュータで使用することができる。
2. 本ソフトウェアの使用権は本契約第4条の契約期間終了とともに失効する。
3. 甲は前項に従い本ソフトウェアの使用権の失効までに使用するコンピュータより本ソフトウェアをアンインストールするものとする。
4. 本条第3項の作業は、乙は甲に代わり本ソフトウェアのアンインストールを甲の承諾無しに行なえるものとする。

第3条 (使用料金及びその支払方法)

1. 甲は本契約締結と同時に下記の使用料金を乙に対し現金又は支払手形のどちらかにより全額支払うものとする。

使用料金 金 [redacted] 円、消費税 金 [redacted] 円、以上合計 金 [redacted] 円。

2. 前項の使用料金は、甲が本契約を乙販売機導入時に締結した場合、契約期間から本ソフトウェアの保証期間を控除した期間の使用料金とする。
3. 甲が手形で使用料金を支払うときは、その支払内容 (決済銀行名、支店名、支払期日、回数) を別表の備考に記載するものとする。
4. 甲から本契約期間中に解約の申し出があった場合、乙は甲に本契約の残期間から1年未満を切捨てた期間に相当する使用料金を返金するものとし、甲が手形で支払っていたときは、乙は受取っていた手形のうち返金すべき使用料金に係る手形を返還して返金するものとする。
5. 乙から本契約期間中に解約の申し出があった場合、乙は受領した使用料金の内、本契約の残期間に相当する金額を日割り計算して甲に返金するものとし、甲が手形で支払っていたときは、乙は受取っていた手形のうち返金すべき使用料金に係る手形を返還して返金するものとする。
6. 税法の改正により消費税の税率が変動した場合には、改正以降における消費税額は変動後の税率により計算し直した上で精算する。

第4条 (契約期間)

1. 本契約の期間は、2021年5月19日から2022年8月18日までの1年3ヶ月間とする。
 2. 第3条第2項である場合、前項の契約期間に本ソフトウェアの保証期間を含む。
 3. 本条第1項の契約期間が1年0ヶ月間の場合に限り、契約期間の満了1ヶ月前までに、いずれかの当事者からも文書による更新拒絶の申し出のないときは本契約は同条件をもって (但し、使用料金については、諸物価上昇に応じ変更することがある) 更に1年間、自動的に継続更新されるものとし、以後もまた同様とする。
- 尚、契約更新の最長期間は本ソフトウェアのサポート期限までとし、契約更新が最長期間に達したときは、本契約は当然に終了する。
- 但し、前記契約の更新は、更新契約の開始前日までに甲より乙に対して使用料金の前払いが行われることを条件とする。

第5条 (本ソフトウェアの更新)

1. 甲は本ソフトウェアの定義ファイルを本契約期間中、必要に応じて最新に更新することができる。
2. 更新の方法はインターネット通信を利用し甲がダウンロード処理を行なうものとする。但し、インターネット通信の利用環境により更新処理に時間差が生ずる場合がある。
3. 甲は本ソフトウェアの操作についての問い合わせは、乙の営業時間内に行うものとする。
4. 乙は本ソフトウェアが正常に動作しない場合、別途締結するメンテナンスサービス契約または乙のサポート規定内で支援を行うものとする。

第6条 (知的財産権)

本ソフトウェアの所有権や知的財産権を含む一切の権利は ESET 社の財産であり、著作権およびその他の知的財産権関連法により保護されるものとする。

第7条 (権利の制限)

1. 甲は本ソフトウェアのコピー、配布、派生バージョンの作成を行ってはならない。
2. 甲は本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできない。
3. 甲は本ソフトウェアをレンタル、リース、貸与したり、担保の対象としたり、第三者に直接的、間接的に譲渡または再頒布することはできず、第三者に対して本製品の機能にアクセスさせたり、使用させたりすることはできない。

第8条 (責任の制限)

甲が本ソフトウェアを使用したことにより、または本ソフトウェアが使用できないことにより発生した甲の直接損害、間接損害または結果的損害などの全ての損害について乙ならび ESET 社は一切責任を負わないものとする。

第9条 (損害賠償)

1. 甲が契約期間経過後の使用権失効後においても、本ソフトウェアをコンピュータからアンインストールを行なわなかった場合、本ソフトウェアの使用の有